学生へ周知できないボランティア活動

令和７年７月現在

①安全性が十分に管理されていない活動
②反社会的活動、政治的活動、及び宗教的な活動
③法令・公序良俗に反する、又は反する恐れのある活動
④犯罪行為を誘発する恐れのある活動
⑤営利を目的とする、又は社会貢献性の乏しい活動
⑥人命に係る可能性がある活動
⑦第三者に損害や不利益を与える、又は与える恐れのある活動
⑧情報が虚偽・誇大の内容、又は情報・責任が明確でない活動
⑨ボランティア活動保険の対象外となる活動
⑩車やバイク等の運転が含まれる活動
⑪本来的に有資格者によってなされるべき活動
⑫労働力としての働きを期待する活動
⑬時間が長時間に及ぶ活動、又は深夜や早朝などの活動
⑭安全と判断できない地域での活動（被災地支援など緊急性を含む場合は、状況により検討を行います）
⑮精神的・肉体的な苦痛、大きな経済的負担があると思われる活動
⑯個人が募集する活動
⑰その他本学が不適当だと判断される活動

以　　上